

## 2. PFI と指定管理者制度併用による相乗効果（シナジー効果）について

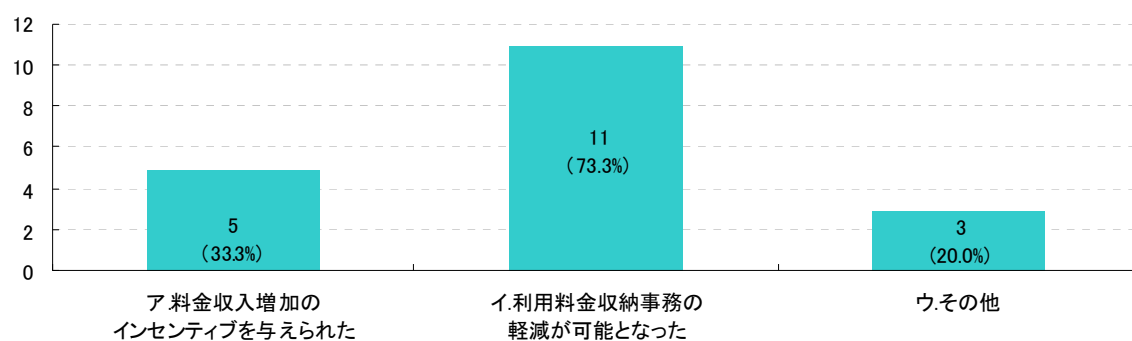
### ① 併用に関するアンケート結果の分析

- アンケート回答では、併用による具体的な相乗効果として、利用者からの料金収入を事業者自らの収入とできることにより、「公共側の利用料金収納事務の軽減」が、次いで「事業者への料金収入増加のインセンティブの付与」が可能になること等が挙げられた。

#### 【アンケート結果】

##### ア PFI と指定管理者制度の併用による相乗効果

〔複数回答・割合は回答があった先の数に対する割合〕



(回答事業数 15)

併用の効果としては、「公共側の料金収納事務の軽減が可能になった」との回答が多く、次いで「PFI 事業者に料金収入増加のインセンティブを与えられた」が挙げられた。その他の内容としては、「施設設置から維持管理・運営迄一括して専門ノウハウのある事業者と契約でき、事業終了まで責任を持つての運営が期待できる」としたものが1件、運営業務未実施のものが2件あった。

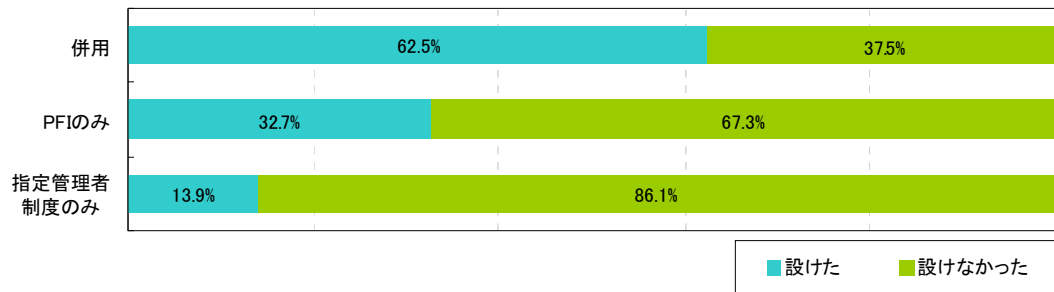
## ② 官民連携手法に関するアンケート結果の分析

- 「PFI と指定管理者の併用についてのアンケート」とは別に実施した、「PFI 制度等の官民連携手法の活用方策に関するアンケート」の結果から、「ア. 住民参加機会（事業内容検討時）の設定」、「イ. 応募者との意見交換（委託内容検討時）の実施」、「ウ. モニタリング基準の設定」、「エ. モニタリング結果の支出増減への反映」、「オ. 長期の事業期間の設定」の各項目について、PFI 事業がより積極的に取り組んでいることが判明した。

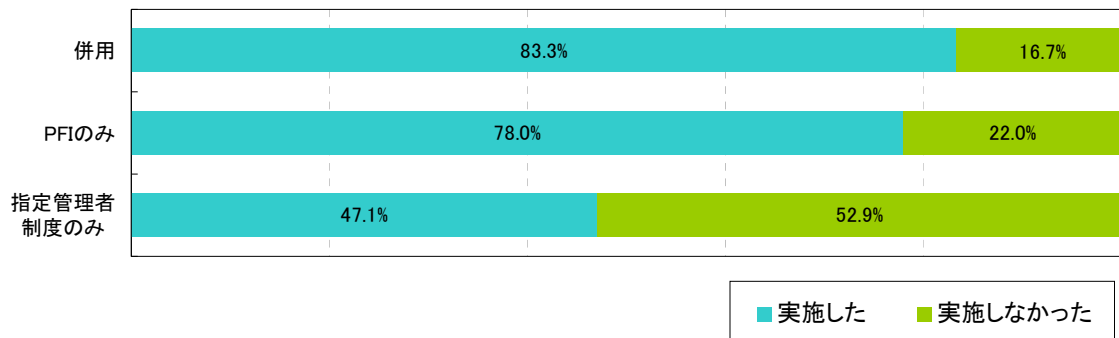
⇒ これら PFI が優位な項目について、PFI と指定管理者制度を併用することにより、指定管理者制度に取り入れられているかについて分析を行った結果、各項目とも、指定管理者制度のみの場合よりもよい結果が出ていることが確認された。

### 【アンケート回答】

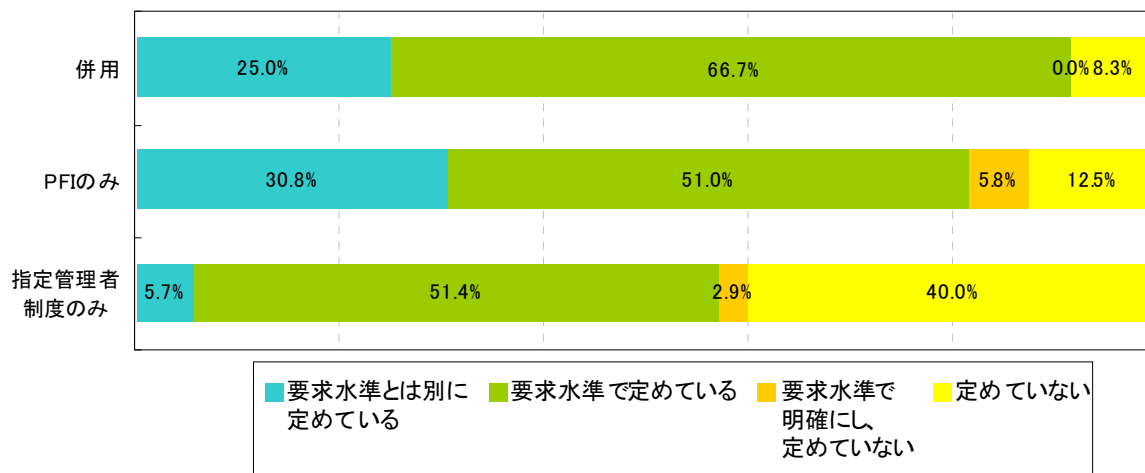
#### ア 住民参加機会（事業内容検討時）



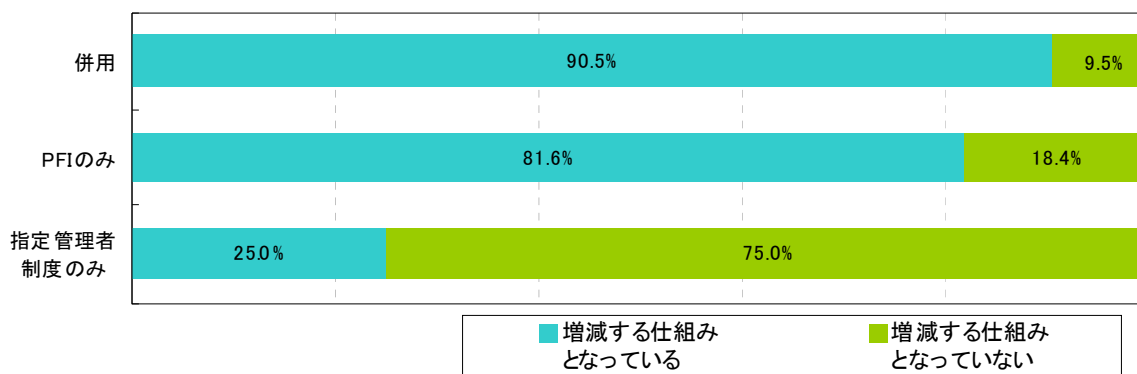
#### イ 応募者との意見交換（委託内容検討時）



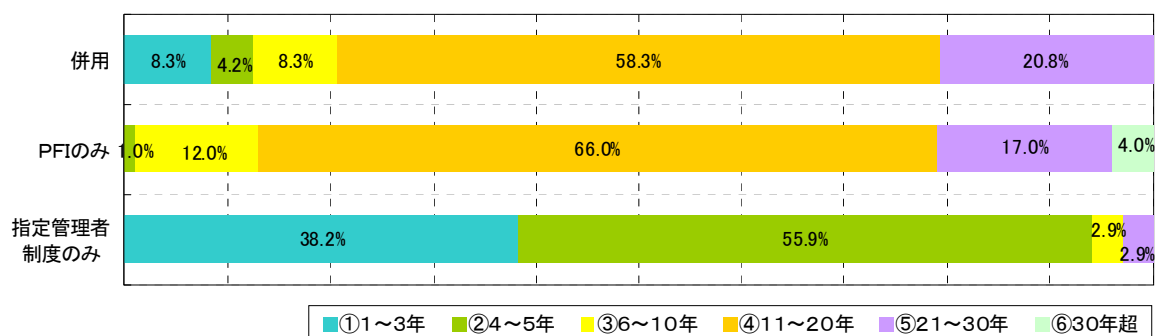
### ウ モニタリング基準の設定



### エ モニタリング結果による支出の増減



### オ 長期の事業期間の設定



### 3. PFI と指定管理者制度の併用の課題について

アンケートの結果、以下の項目について課題が確認された。これらについては「官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会」の場で早急に検討を行う必要がある。

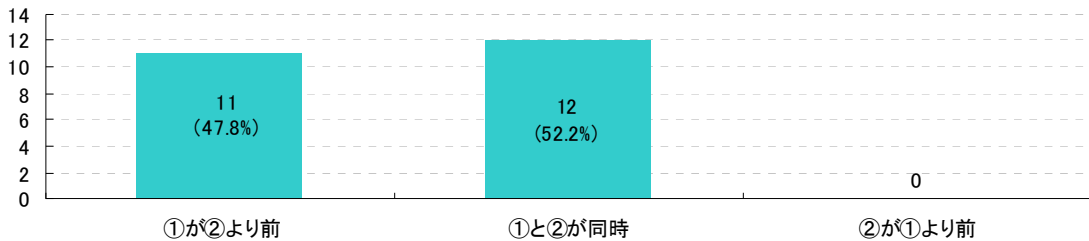
#### ① 事業に係る議決の関係について

- PFI と指定管理者制度を併用する際には、債務負担行為の設定の議決の他、①PFI 事業契約の締結に関する議決、②指定管理者の指定に関する議決、③公の施設の設置管理条例の制定に関する議決及び指定管理者設置条例の制定に関する議決（この2つは同一の条例によることが可能）を行う必要がある。（「PFI と指定管理者制度について（総務省資料）」等）。併用による事業の実施にあたっては、この3種類の議決の関係についての整理が必要となる。
- アンケート結果によると、議決については、「①PFI 事業契約の締結に関する議決を②指定管理者指定の議決の前に行っている」、若しくは「①と②を同時に行っている」という回答が多い。また、①が可決されたが、②が否決された場合の対応については、「特に定めていなかった」との回答が最も多い。

⇒②の議決を①の議決の後に行っている事業が相当数あったが、①の議決がなされたが、②の議決がなされなかった場合の対応については、ほとんどの事業で定められていなかった。併用により事業を行う場合、②の議決がなされないことにより、PFI 事業の実施に支障をきたすおそれがあるため、①と②の議決を同時期にとるなどの対策がとられることが望ましい。

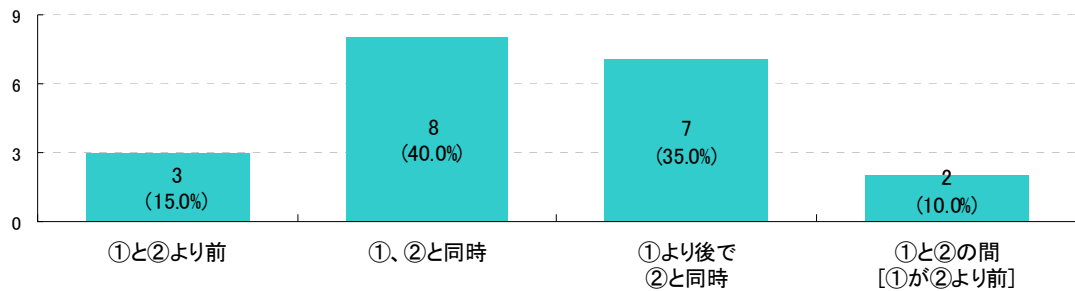
【アンケート結果】

ア ①PFI 事業契約の締結に関する議決と、②指定管理者の指定に関する議決の時期



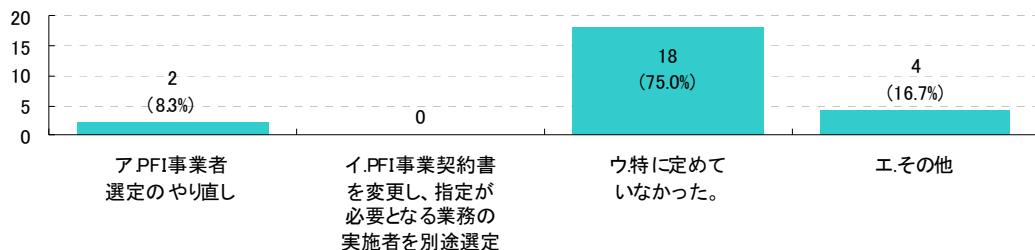
(回答事業数 23)

イ ③公の施設の設置管理条例の制定に関する議決及び指定管理者設置条例の制定に関する議決の時期



(回答事業数 20)

ウ ①PFI 事業契約の議決がなされたが、②指定管理者指定の議決が否決された場合の対応



(回答事業数 24)

PFI 事業契約の議決がなされたが、指定管理者指定の議決が否決された場合の対応は特に決めていなかったとする事業が多かった。その他の内容としては、指定管理者の指定がされない場合には PFI 契約が成立しないこととしたものが 2 件、PFI 事業契約書に、指定管理者として指定することを明記しているとしたものが 1 件あった。

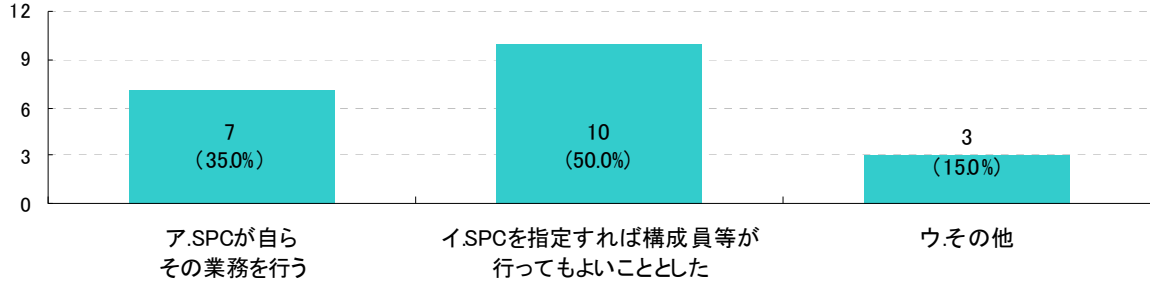
## ② SPC を指定管理者とした場合の第三者への業務の再委託について

- 管理に係る業務を一括してさらに第三者に委託することは、指定管理者制度の主旨に鑑み、基本的に認められていない(総務省通知 H15.7.17 総行第 87 号)。しかし、PFI においては、SPC が構成企業に業務を委託することが前提となっており、この整理について課題が生じることがある。
- アンケート結果から、SPC から第三者への再委託については、「SPC を指定すれば構成員等が行ってもよいこととした」、「SPC が自らその業務を行う」等の対応がなされていることが分かった。

⇒ 総務省の「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」報告書(平成 19 年 3 月)では、「再委託については、原則、これを禁止とする場合が多く見られるが、近年、委託等の対象となる業務が専門化・広範囲化しており、単独の受託者のみで業務を遂行することが困難な場合も出てきていることから、地方公共団体による事前の承諾などを前提に、一部業務の再委託を認めるケースも多くなっている。例えば、複数の事業分野にわたる民間委託等においては、特別目的会社や事業共同体等(以下、SPC(Special Purpose Company)等という。)を構成して業務を受託するケースも見られ、この場合、SPC等の構成企業への再委託が当初から想定されていることから、SPC等の構成企業は第三者にはあらず、再委託とならないといった解釈も可能であると考えられる。」との記述があるように、実務上は様々な対策がなされているが、円滑な事業実施のためにも、今後、制度上整理されることが望ましいと考えられる。

## 【アンケート結果】

### ア 指定管理者として指定された SPC が第三者に再委託できない業務への対応



(回答事業数 20)

その他の回答としては、「指定管理者は維持管理を担当する PFI 事業構成員を指定している。再委託については、原則不可としているが、書面による承諾等所定の手続きを踏めば可能としている。」等が挙げられた。

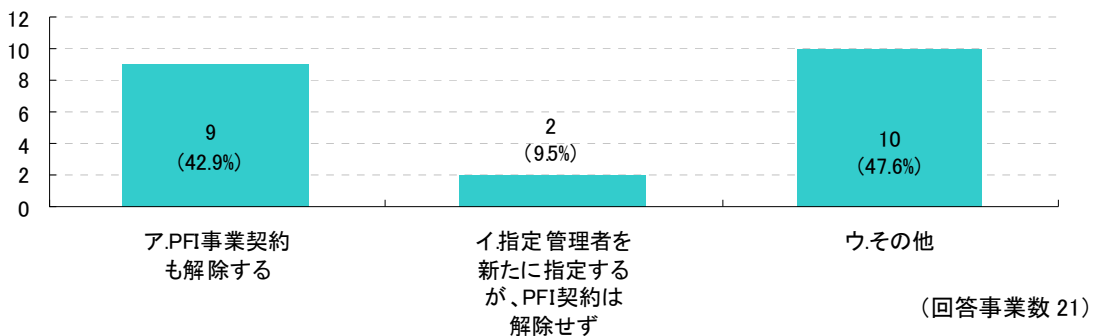
### ③ 指定取り消しの場合の PFI 事業への影響について

- PFI と指定管理者制度の併用においては、PFI 事業者としての業務を実施する場合、指定管理者としての指定を受けていることが前提となっている場合が多いため、指定が取り消される、PFI 事業の実施に影響が出る懸念される。
- アンケート結果では、指定が取り消された場合には、PFI 事業契約も解除するとの回答が多かった。また、「PFI が指定の取り消しとなるような事態は、PFI 事業契約の解除事由にも当てはまる」、「PFI 契約が解除された場合に指定管理者の指定も取り消される」との回答もあった。

⇒ PFI 事業は長期契約を前提としており、安易な指定取り消しは事業者の地位を不安定なものとするため、望ましくないと考えられる。そこで、モニタリング結果を支払いメカニズムに連動させるなどして、指定の取り消しを行う前に PFI 事業者に要求水準未達の状態から回復させるなど選定事業者にインセンティブを与えるしくみを導入することが検討されるべきである。また、PFI 契約解除にはその責任の所在や解除事由等により損失補償等の問題が生じるため、指定取り消しに関してはその点にも留意が必要である。

#### 【アンケート結果】

ア 指定管理者に問題があり指定が取り消された場合に、当該 PFI 事業者が PFI 事業を継続することの可否



その他の回答の内容としては、「指定の取り消しとなるような事態は、PFI 事業契約の解除事由にも当てはまるため事業継続はできない」としたものが 2 件、「PFI 契約が解除された場合に指定管理者の指定も取り消される」としたものが 2 件あった。また、「SPC に運営・維持管理に当たる者の変更を求める」等の回答もあった。



#### ④ PFI 事業の承継に伴う新たな指定管理者の指定について

- アンケートにおいて、「PFI事業では、主にプロジェクトファイナンスにより資金調達を行うため、契約上の地位の譲渡等により事業を継続させる必要があるが、指定管理者制度の併用により、契約上の地位の譲渡手続に加えて、指定管理者の取消及び再指定手続が必要となり、円滑に事業継続ができない懸念がある。」との意見があった。

⇒ PFI 事業では、選定事業者が円滑な資金調達を行えることが事業成立の条件となるため、資金調達における障害を軽減することが望まれる。事業承継の際に、新たな事業者への P F I 事業の承継及び指定管理者の指定が円滑になされるよう、具体的な手順等を整理する必要がある。